

町長の今日



11月24日、水原愛チャリティーショーで集まった東日本大震災寄付金を預かる住永町長

11月16日から12月15日までの

主な動き

11月

- 16日：NPO法人九州ラーメン党出発式
囃子員研修(大分方面 ～17日)
- 18日：課長会議
第17回気ままにスポーツ健康フェスタ反省会
第36回高遊原相撲大会決算報告会議
- 19日：部落解放第25回熊本県研究集会
- 20日：第11回町内小中学生壁画大会
町社会福祉協議会ボランティアまつり
- 21日：民協例会
- 22日：予算査定
- 24日：親学記念講演会
- 25日：臨時議会
消防広域化会議
上益城地域振興局土木部および各町の情報交換会
- 26日：男女共同参画推進月間事業・特別映画上映会
- 29日：安全・安心の道づくりの実現を求める全国大会
- 30日：全国町村長大会

12月

- 1日：国保制度改善強化全国大会
- 2日：事務連絡会議
町高齢者保健福祉推進委員会
年末特別警戒・交通事故防止活動合同出発式
高齢者相談員例会
- 5日：町地域福祉計画策定委員会
町区長会長O B会・区長会合同懇談会
- 6日：口アッソ熊本2011年シーズン報告会
- 7日：全員協議会
- 8日：町社会福祉協議会歳末たすけあい配分会議
- 9日：上益城地区商工会連絡協議会役員研修会
- 11日：西部方面航空隊50周年・高遊原分屯地40周年記念式典
- 12日：町議会定例会
- 13日：町議会定例会
- 14日：町議会定例会
- 15日：町議会定例会

かしこい消費者

契約をめぐる基礎知識

契約するときの チェックポイント



熊本県消費生活センター ☎383-0999
 役場住民生活課 消費生活相談窓口 ☎286-3111 内線111・112
 消費者地域相談員 遠山美智子 ☎286-4125 大塚慶子 ☎286-4792
 富田セツコ ☎286-6525 吉村静代 ☎286-5914

「契約をしないほうがよかった」と、契約をした後になって後悔する人がいます。いったん契約してしまうと、原則として、一方的に解消することはできません。契約する前によく注意しましょう。

【契約内容を確認しよう】

- 何を買うのか、どのようなサービスを受けるのかは明確ですか？
- 代金は、全部でいくらかですか？代金のほかに、今後かかる費用はありませんか？
- 説明されたことは契約書に書かれていますか？
- 契約を守らなかった場合のペナルティー(損害賠償や違約金)は確認しましたか？
- 契約相手の事業者は信用できますか？
- 【長期間にわたる契約の場合】
- 契約期間中、契約を続けられますか？
- 契約期間の途中で解約できる契約ですか？
- 契約期間の途中で解約した場合、代金の

清算方法を理解しましたか？
【収入を得る契約(サイドビジネス契約)の場合】

- どのような仕事をどのくらいしたら、いくらの収入になるのか理解しましたか？
- あなたは、説明された仕事をきちんとすることが出来ますか？
- 簡単に収入を得られる仕事なんて、世間にはありません。説明された収入の額は、パートやアルバイトの収入と比較して、多すぎませんか？
- 【利益を得る契約(投資契約)の場合】
- 次の一つでも気になったらやめましょう！
- どのようなしくみでもうかつたり、損をするのか理解できますか？
- 予想される最大の損失額は理解できていますか？
- 損をしない取引はありません。本当に損をしても大丈夫ですか？
- 絶対にもうかる商品はありませぬ。絶対

にもうかると言われていませんか？
 □自分で情報を集めて、売りどきや買いどきを判断できますか？
 □家族や知人に相談しないで大丈夫ですか？

【契約をする前にもう一度】
 不明な点はないですか？ 契約をする必要はありますか？

- 契約内容で分からないことはないですか？
- そのサービスや商品は本当に必要ですか？
- 代金を無理なく払えますか？
- 契約したら解除できません。本当に後悔しませんか？

今、その契約をする必要があるのかを考え、少しでも不安や疑問があれば、もう一度冷静になって判断しましょう。もし、契約後に被害にあったかなと思ったら、悩んでいないで、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

(国民生活センター発行「くらしの豆知識」より)